

岬町産前産後ヘルパー派遣業務実施仕様書

1. 業務名

岬町産前産後ヘルパー派遣業務

2. 本事業の趣旨

岬町では、産前または産後に体調不良等のために、家事や育児を行うことが困難な世帯にヘルパー等を派遣し、家事や育児の一部を援助することにより、妊産婦の心身の健康を維持するとともに、子育てを支援することを目的として岬町産前産後ヘルパー派遣事業を実施する。

3. 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

4. 一般的事項

事業の実施は、岬町産前産後ヘルパー派遣事業実施要綱の規定に基づいて行うものし、関係法令を遵守するものとする。

5. 委託する業務内容

- (1) 「岬町産前産後ヘルパー派遣申請書」(様式第1号)に基づく、利用者との日程調整
- (2) 利用者の自宅における以下のサービスの実施
 - ① 家事に関すること。
 - ア 食事の準備及び後片付け
 - イ 衣類の洗濯
 - ウ 住居等の掃除及び整理整頓
 - エ 生活必需品の買物
 - オ その他必要な家事援助
 - ② 育児に関すること。
 - ア 授乳介助
 - イ おむつ交換
 - ウ 沐浴介助
 - エ 育児環境の整備
 - オ その他必要な育児援助
- (3) 利用者自己負担額の徴収と領収書の発行
- (4) 実施報告書の作成及び提出

6. 事業の実施日

- (1) 実施日は、原則として月曜日から金曜日までとする。
- (2) 実施時間は、原則として午前9時から午後5時までの間とする。
- (3) 1回の利用時間は2時間以内とし、実施回数は1日に2回まで、延べ産前20回、産後20回(多胎出産の場合は、産後40回)を限度とする。

7. 費用

サービスの実施に要する派遣時間毎の費用は次のとおりとする。

派遣時間	費用
1時間まで	1,800円
1時間を超え1時間30分まで	2,700円
1時間30分を超え2時間まで	3,600円

8. 利用者自己負担額

利用者自己負担額は次のとおりとし、事業者が利用者から徴収する。

世帯種別	利用者自己負担額		
	1時間まで	1時間を超え 1時間30分 まで	1時間30分 を超え2時間 まで
町民税課税世帯	700円	1050円	1400円
町民税非課税世帯又は生活保 護世帯	0円	0円	0円

9. キャンセル料

事業者は、利用者からのキャンセルの連絡が前日の午後5時までになかった場合には、キャンセル料として、次に定める額を利用者から徴収することができる。

前日17時までのキャンセル	無 料
前日17時以降～当日のキャンセル	700円
無断キャンセル (援助活動開始時刻までに連絡がない場合)	利用予定時間分の負担額

10. 報告義務

- (1) 事業者は、サービスを実施したときはその都度、「岬町産前産後ヘルパー派遣利用確認書」(様式第6号)により、利用者から履行確認を受け、「岬町産前産後ヘルパー派遣実績報告書」(様式第7号)に添付し、月ごとに岬町に提出する。
- (2) 事業者は業務の運営上、重大な事項が生じたときは、速やかに岬町保健センター(TEL 072-492-2424)に報告するものとする。
- (3) 町は事業者に対して、必要な資料の提出や報告または必要な指示をすることができる。

11. 委託料の請求・支払い

- (1) 町は、サービス利用時間ごとの費用から利用者負担額を除いた金額を委託料として、委託事業者から提出された実施報告書に基づき、実績払いするものとする。
- (2) 委託事業者は、「岬町産前産後ヘルパー派遣委託料請求書」(様式第8号)により、「岬町産前産後ヘルパー派遣利用確認書」(様式第6号)及び「岬町産前産後ヘルパー派遣実績報告書」(様式第7号)を添えて、翌月10日以内に町に請求するものとする。

1 2. 個人情報の取扱いに関する事項

事業者は、利用記録の漏洩を防止するとともに、実施担当者には守秘義務を課すなど関係法令を遵守することに加え、岬町個人情報保護条例に基づき、必要な個人情報保護対策を講じるものとする。

1 3. その他

- (1) 事業者が、この仕様書に掲げる事項及び委託業務に対し、特に指示した事項について違反したとき又は誠実に履行する見込みがないと町が認めたときは契約を解除する。
- (2) 町が必要と認めたときは、業務の実施状況を調査することができる。
- (3) 事業者は、業務担当者に対し、必要な研修を実施又は受講させ、資質の向上に努めること。
- (4) 事業者は、事故等の緊急事態に備え、契約後速やかに本事業に係る損害賠償保健等の保険に加入すること。
- (5) 事業者は、責任を持ってサービス提供を行い、利用者からサービスに関する苦情等があったときは、誠意をもって迅速かつ適切に対応すること。
- (6) この仕様書に定めのない事項又は疑義のある場合は、その都度、事業者と町が協議の上対応するものとする。